

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則（平成16年旭医大達第171号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第35条（略） 第5節 休暇 （休暇の種類） 第36条 職員の有給の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び代替休暇とする。 （年次有給休暇） 第37条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。）を単位として、4月1日又は採用の日にこれを与えるものとする。ただし、雇用予定期間が6月未満の職員又は前年度に全労働日の8割以上勤務しなかった職員には、年次有給休暇を与えない。</p> <p>2 前項の休暇の日数は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) <u>新たに採用された職員 採用の月に応じ、次の表に掲げる1週間の所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分ごとに定める</u></p>	<p>第1条～第35条（略） 第5節 休暇 （休暇の種類） 第36条 職員の有給の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び代替休暇とする。 （年次有給休暇） 第37条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。）を単位として、4月1日又は採用の日にこれを与えるものとする。ただし、雇用予定期間が6月未満の職員又は前年度に全労働日の8割以上勤務しなかった職員には、年次有給休暇を与えない。</p> <p>2 前項の休暇の日数は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) <u>1週の所定労働時間が30時間未満であって、かつ、1週の所定労働日数が4日以下又は年間所定労働日数が216日以下の職員</u></p>

日数

1週間の 所定労働 日数	1年間の所定 労働日数 (※)	採用の月							
		4月	5月	6月	7月,8月,9月	10月	11月	12月	1月,2月,3月
5日	217日以上	13日	12日	11日	10日	7日	6日	5日	4日
4日	169～216日	9日	8日	8日	7日	6日	5日	4日	3日
3日	121～168日	7日	6日	6日	5日	4日	3日	3日	2日
2日	73～120日	4日	4日	4日	3日	2日	2日	2日	1日
1日	48～72日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	1日

※ 週以外の期間によって所定労働日が定められている職員

(2) 前年度から引き続き雇用されている職員 採用された日から起算した継続勤務期間に応じ、次の表に掲げる1週間の所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分ごとに定める日数

1週間の 所定労働 日数	1年間の所定 労働日数(※ 1)	採用の日から起算した継続勤務期間 (※2)					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年 以上
5日	217日以上	14日	15日	17日	19日	21日	23日
4日	169～216日	10日	11日	12日	14日	15日	17日
3日	121～168日	8日	8日	10日	11日	12日	13日
2日	73～120日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
1日	48～72日	3日	3日	3日	4日	4日	4日

※1 週以外の期間によって所定労働日が定められている職員
 ※2 「継続勤務期間」とは、その雇用が社会通念上中断されていないと認められる場合をいうものとし、常勤職員を退職し、引き

次の表に掲げる週の所定労働日数又は年間所定労働日数に応じ、
同表に定める日数

週在所 定労働 日数	年間所定労働日 数	採用時の休暇 付与日数	継続勤務期間／休暇付与日数					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
4日	169～216日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	17日
3日	121～168日	7日	8日	8日	10日	11日	12日	13日
2日	73～120日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
1日	48～72日	2日	3日	3日	3日	4日	4日	4日

備考
 継続勤務期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる日数

イ 前年度に引き続き勤務する職員は、次の表に掲げる継続勤務期間に応じ、同表に定める日数

継続勤務時間	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
休暇付与日数	14日	15日	17日	19日	21日	23日

備考
 継続勤務期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。

続き非常勤職員に採用された場合は、常勤職員の在職期間を含むものとする。また、継続勤務期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。

(削除)

(削除)

3 次の各号の一に該当する期間は、第1項ただし書きの規定の適用に当たって、これを勤務したものとみなす。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項第1号に規定する業務災害又は同項第2号に規定する通勤災害に遭い、療養のため休業した期間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第65条の規定によって休業した期間
- (3) 年次有給休暇を取得した期間

ロ イに掲げる職員以外の職員は、次の表に掲げる採用の月に応じ、同表に定める日数

採用の月	休暇付与日数
4月	13日
5月	12日
6月	11日
7月	10日
8月	9日（1日）
9月	8日（2日）
10月	7日
11月	6日
12月	5日
1月,2月,3月	4日
備考	
採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合、継続勤務期間が6月を超えることとなる日に（ ）内の日数を加算するものとする。	

3 次の各号の一に該当する期間は、第1項ただし書きの規定の適用に当たって、これを勤務したものとみなす。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項第1号に規定する業務災害又は同項第2号に規定する通勤災害に遭い、療養のため休業した期間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第65条の規定によって休業した期間
- (3) 年次有給休暇を取得した期間

- (4) 前各号に規定する場合のほか、本学が特に必要と認めた期間
- 4 職員が年次有給休暇を取得しようとするときは、休暇の時期（始期及び終期）を指定して、事前に所属長に請求しなければならない。
 - 5 前項により職員の指定する時期に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時期を変更することがある。
 - 6 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前2項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇の付与日（以下「第1基準日」という。）から1年以内に、当該労働者の有する年次休暇日数のうち5日について、所属長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
 - 7 前項の規定にかかわらず、10日以上年次休暇を第1基準日に与えられ、かつ、第1基準日から1年以内の特定の日（以下この項において「第2基準日」という。）に新たに10日以上年次休暇を与えられた職員に対しては、履行期間（第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この項において同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数（以下この項において「履行期間の年次休暇付与日数」という。）について、当該履行期間中に、時季を指定して取得させることができる。ただし、当該職員が前3項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を履行期間の年次休暇付与日数から控除するものとする。
 - 8 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、やむを得ない事由があり、所属長がこれを認めたときは、1時間単位で取得することができる。
 - 9 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、所定労働時間をもって1日とする。

- (4) 前各号に規定する場合のほか、本学が特に必要と認めた期間
- 4 職員が年次有給休暇を取得しようとするときは、休暇の時期（始期及び終期）を指定して、事前に所属長に請求しなければならない。
 - 5 前項により職員の指定する時期に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時期を変更することがある。
 - 6 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前2項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇の付与日（以下「第1基準日」という。）から1年以内に、当該労働者の有する年次休暇日数のうち5日について、所属長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
 - 7 前項の規定にかかわらず、10日以上年次休暇を第1基準日に与えられ、かつ、第1基準日から1年以内の特定の日（以下この項において「第2基準日」という。）に新たに10日以上年次休暇を与えられた職員に対しては、履行期間（第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この項において同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数（以下この項において「履行期間の年次休暇付与日数」という。）について、当該履行期間中に、時季を指定して取得させることができる。ただし、当該職員が前3項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を履行期間の年次休暇付与日数から控除するものとする。
 - 8 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、やむを得ない事由があり、所属長がこれを認めたときは、1時間単位で取得することができる。
 - 9 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、所定労働時間をもって1日とする。

10 年次有給休暇は、23日を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

第38条～第87条（略）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第38条第1項第5号関係）（略）

【改正理由】

非常勤職員の年休付与に関して、明確化するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

10 年次有給休暇は、23日を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

第38条～第87条（略）

別表（第38条第1項第5号関係）（略）